

2011年4月29日

2011年度科学研究費助成金・基盤研究（B）
「国連グローバル・コンパクトの課題」
研究計画書

梅田 徹

[1] 2011年度の研究計画

2010年度は、ジョン・ラギー事務総長特別代表が国連人権理事会に提案した「保護・尊重・救済フレームワーク」について研究を進めた。その成果は、「保護・尊重・救済フレームワーク」に対する一つの接近—企業の自発性の尊重か、法的その他の規制の強化か—というテーマで、2011年6月発行の『国際法外交雑誌』第101巻に掲載される予定である。その論稿において、ラギーが示した「フレームワーク」の三つの柱（国家の責務、企業の責任、効率的な救済システムの樹立）を中心に概要を示しながらも、「フレームワーク」の全体像を表現するにはその三つの柱だけでは十分ではない点を指摘した。具体的には、国家の責務、企業の責任との間の相互の関係を説明する必要があるほか、さらに、必要不可欠な要素として、国家と企業は人権システムのより望ましい方向に向けた改善・支援というような、共同体責任に対する責任を負っていることを4つ目のポイントとして指摘した。

2011年度は、6月の理事会でおそらくは正式に承認されるであろう「フレームワーク」ならびに「ガイダンス原則」をめぐる新たな展開に注目しながら、2010年度にまとめた日本語論文を英語に書き直し、海外的に発表する機会を窺いたい。